

平成 30 年 3 月

平成 31 年度以降の環境技術実証事業における技術分野について

環境省大臣官房総合政策課環境研究技術室

1. 経緯

平成 29 年 6 月に行われた行政事業レビュー公開プロセスにて、環境技術実証事業は、実証技術数の減少及び連続した一者応札から、技術分野の見直しを含めた抜本的見直しを指摘されたところ。そのため、平成 31 年度以降の技術分野については、以下のとおり見直すこととする。

2. 技術分野の定義方法

新たな技術分野については、表 1 のとおりである。なお、技術分野については、現在想定していない技術の申請の可能性も考慮し、例を示すこととする。

表 1 新たな技術分野

| 技術分野 | 例 |
|------------------|--|
| (1) 水・土壤環境保全技術分野 | 以下の項目で実証される技術 ・「水質の汚濁に係る環境基準について」別表 1 及び 2 に掲げられた項目 ・「排水基準を定める省令」別表第一及び第二に掲げられた項目 ・「土壤の汚染に係る環境基準について」別表に掲げられた項目 |
| (2) 大気環境保全技術分野 | 以下の項目で実証される技術 ・「大気の汚染に係る環境基準について」別表に掲げられた項目 ・「悪臭防止法施行令」上の特定悪臭物質 ・騒音に関する指標（デシベル） ・冷暖房期間等におけるエネルギー効率（COP 等） ・冷暖房負荷低減効果 ・振動に関する指標 |
| (3) 資源循環技術分野 | 循環利用率などで実証される、リサイクルに関する技術 |
| (4) 低炭素技術分野 | 以下の項目で実証される技術 ・温室効果ガス排出量 ・エネルギー使用量 ・エネルギー生成量 |
| (5) 自然環境保全技術分野 | ・自然環境保全法上の原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の環境保全に資する技術 ・対象地域の生物量及び種の多様性を主な実証項目とする技術 |
| (6) 環境測定技術分野 | (1)～(5)の技術分野の実証項目を測定する技術 |

3. 複数分野の定義に該当する技術の選定について

複数分野に該当しうる技術の取扱いについては、一義的には申請者に選択をさせることとする。その上で、環境省、実証機関等が申請書を確認し、他分野に該当すると判断した場合は、申請者と協議し、他分野への申請を検討する。

例) 自然地域トイレし尿処理技術については、(1) 及び (5) が該当しうる。

4. 新たな技術分野の具体例等

| 新たな技術分野 | 省内アンケート等による 技術例 | 関連する既存の技術分野 |
|--------------|---|--|
| 水・土壤環境保全技術分野 | 土壤汚染対策技術 閉鎖性海域における水環境改善技術分野 生ごみ処理技術 | 自然地域トイレ 有機性排水 湖沼 閉鎖性海域 |
| 大気環境保全技術分野 | 消脱臭技術 ヒートアイランド対策 | ヒートアイランド対策 |
| 資源循環技術分野 | リサイクル対策技術 | |
| 低炭素技術分野 | | 中小水力発電 空調関係 ※ヒートアイランド対策（建築物外皮、ヒートポンプ）はここにも入りうる |
| 自然環境保全技術分野 | 海域における藻場形成等生物多様性確保技術 | ※自然地域トイレは、ここにも入りうる |
| 環境測定技術分野 | | VOC 簡易測定 |

5. 新たな技術分野での実証の手順

技術募集は環境省で行い、技術分野ごとに技術調査機関を選定し、技術の選定補助を行う。技術の選定後原則的に技術ごとに実証機関を決定することとする。

なお、現時点では、春～夏に試験を行う技術が想定される技術分野については、先行して平成30年度中に技術募集を行う予定。